

# 井村裕夫前会長 説明資料

京都大学名誉教授  
前総合科学技術会議議員

# 総合科学技術会議 生命倫理専門調査会

## 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(中間報告書)の概要

### 1. 検討の背景

#### (1) 生殖補助医療

1978年に英国において、初めて体外受精による出生に成功。

我が国においては、1983年に体外受精による出生に成功。その後、生殖補助医療における利用が拡大し、現在は毎年約1万人が体外受精により出生。

余剰胚、受精胚の着床前診断、研究目的のヒト受精胚の作成等、ヒト受精胚の取扱いの問題が倫理的課題に。

#### (2) ヒト胚性幹細胞（ヒトES細胞）

1998年11月に米国において、人の身体を構成するあらゆる細胞に分化し得るヒト胚性幹細胞（ヒトES細胞）の樹立が発表。

移植用の細胞、組織、臓器等の作成による医療への応用の可能性が示されると同時に、人へと成長し得るヒト受精胚を損なう点で倫理的課題に。

#### (3) クローン技術

1997年2月、英国において初の哺乳類の体細胞クローン個体であるクローン羊（ドリー）が誕生したことが報告されたことから、人のクローン個体が生み出される可能性が認識され、その阻止が課題となった。

わが国では、クローン技術規制法を制定し（平成12年12月公布）クローン人間作り（クローン胚の胎内への移植）を禁止。ただし、同法上、人クローン胚の作成は禁止されず、同法に基づく特定胚指針により作成を禁止する措置。

#### (4) ヒト胚の取扱いに関する倫理的検討の必要性

我が国では、ヒト胚の倫理的地位、法的保護の在り方について示された包括的な見解はない。平成12年3月のヒト胚小委員会報告書「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」に示されたヒト胚を「人の生命の萌芽」として位置付ける考え方について、その意味内容の明確化すべく更に検討を加える必要。

ヒト胚性幹細胞（ヒトES細胞）に関する研究の進展し、将来の医療への応用を目指した研究のためのヒト受精胚、人クローン胚の作成の必要性が指摘される中で、その是非が倫理的課題とされ、世界各国で盛んな議論。

クローン技術規制法の附則においても、総合科学技術会議における「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する検討」を規定（）。

#### クローン技術規制法附則第2条

政府は、この法律の施行後三年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、その結果に

基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 2. ヒト受精胚に関する検討

### (1) ヒト受精胚の倫理的位置付け

ヒト受精胚の倫理的位置付けについて、以下の3つの立場を検討。

- ・「人」と同等の保護が必要とする立場。
- ・基本的に「モノ」であり、一般のヒトの組織・細胞における、売買の対象とならない等の取扱いと同程度の保護で十分とする立場。
- ・人へと成長し得る存在であることから、「人」と同等ではないとしても、通常のヒトの組織や細胞と同等に扱えない「人の生命の萌芽」として位置付ける立場。大勢的見解は、ヒト受精胚は「人の生命の萌芽」であるとした上で、その概念の意味内容は、ヒト受精胚は人そのものではないとしても、「人」になり得る存在であることから、「人の尊厳」という価値秩序を維持するために、その尊重が求められることにあるとした。

このため、ヒト受精胚を損なうような取扱いは原則は許されないとされたが、他方で、人々の生命・健康の価値や幸福への希求に応えていくこともまた「人の尊厳」に由来する要請であるとし、そのためにヒト受精胚を用いざるを得ない場合には、例外を認め得るものとされた。

### (2) ヒト受精胚の取扱い

#### 生殖補助医療

一度に複数の卵子を採取し、複数の受精胚を作成することから、妊娠に成功した場合、未使用の受精胚が「余剰胚」となり、これらは廃棄されることになるが、こうした「余剰胚」の発生を前面的に忌避することを求めるることはできない。

#### 着床前診断

着床前診断は、ヒト受精胚の疾患遺伝子の有無等の検査により、疾患遺伝子の確認された胚を排除した上で母胎内に移植するものであり、ヒト受精胚の廃棄を伴う。しかし、母親の負担の軽減、遺伝病を持つ可能性がある両親が実施を断念する必要がなくなる、着床後の出生前診断の結果行われる中絶手術の回避といった利点も認められる。

このため、極めて重篤な遺伝性疾患に関する着床前診断に限って認める。

#### 研究目的のヒト受精胚の作成

- ・当初から人に成長させる以外の目的でヒト受精胚を作成する点で生殖補助医療における取扱いとは性格が異なり、こうした点から、研究目的のヒト受精胚の作成はいっさい認められないとする委員もいたが、大多数の委員は、研究目的のヒト受精胚の作成も容認され得るとした。
- ・容認される範囲についても意見の相違があり、生殖補助医療に関する研究に限定する見解と、これに加えて難病に関する研究のうち、ヒト受精胚の作成を伴わない方法で代替できず、多くの人々に多大な恩恵をもたらすとかんが得られ

るものについても認められるとする見解に分かれ、後者が多数となった。

### 3. 人クローン胚に関する検討

#### (1) 人クローン胚の倫理的位置付け

人クローン胚の倫理的位置付けについて、ヒト受精胚と同等とする見解、「準ずる」存在とする見解、倫理的に明確な差異があるとする見解に分かれる。

ただし、「準ずる」とする見解を採る委員の多くはヒト受精胚の取扱いとの明確な差異をもたらすまでの倫理的相違を認めなかつたことから、結局のところ、議論の大勢は、人クローン胚についてもヒト受精胚とほぼ同様の倫理的保護を求めるものとなった。

#### (2) 人クローン胚の作成

主として以下の2つの立場が激しく対立。

- ・再生医療への応用の可能性とそれによりもたらされ得る恩恵を重視し、再生医療への応用が想定される人クローン胚を用いた研究を早期に進めるべく、現段階でその作成を容認すべきとする見解。ただし、公的機関による規制の下で、研究の適正を確保する必要があるとする。
- ・ヒト胚を用いる研究には慎重な姿勢で臨むべきであるとし、関係する科学的な知見が更に蓄積し、また十分な国民的理解が得られるまでの間、「モラトリアム」期間において作成を禁止すべきであり、まずはヒト胚性幹細胞（ヒトES細胞）を用いた研究を進めるべきとする見解。「モラトリアム」の解除は、国民的理解を得るために活動を一定期間行なつた後、科学的知見が相当程度蓄積された時点において、必要性を確認した上で判断すべきとする。

### 4. 制度に関する検討

#### (1) 基本的考え方

現在、国としてヒト受精胚全般の取扱い定める法令や指針はなし。

人クローン胚については、クローン技術規制法に基づく特定胚指針が作成を禁止。ヒト受精胚等の「人の生命の萌芽」としての尊重を何らかの制度として明確に示す必要があるとともに、ヒト受精胚等の作成・利用の範囲を制限するため、個別の研究について審査する制度が必要であることから、そのための公的審査機関を整備することも含めて制度の枠組みを示す必要。

#### (2) 制度の形態

以下の3つの基本的枠組みを検討

##### ・法令に基づく規制

罰則等による強制力を伴うものとすることができます点で実効性に優れるとともに、明確な規制となり、手続きも透明性が高い。しかし、合理的かつ具体的な根拠が不可欠であるとともに、必要最小限度の制約でなければならない。

##### ・強制力を伴わない国のガイドライン

国による公的な枠組みでありながら、当事者の自主性や倫理観を尊重する規制形式であり、技術的な進展に対応する上での柔軟性に優れるとされる。しかし、強制力を伴わないことから、原理的には、実効性が法令に劣るとされる。

#### ・学会等の自主規制

学会等のコミュニティーに対象が限られるため、国内の全ての者をに有効な制度ではない。しかし、高度な専門知識を有する集団による自律的な対応であるため、的確な問題意識での対処も期待し得る。

現時点の議論の大勢は、当面はガイドラインによる規制をもって対応し、将来的なヒト受精胚等に関する法令の必要性の検討も視野に入れて、国民的対話、国民的議論を進めるべきとするものであった。これに対し、ヒト受精胚等の「人の生命の萌芽」としての地位を明らかにするために、法令による規制を直ちに整備すべきとする意見もあった。

また、こうした制度の下で、ヒト受精胚等の作成・利用を制限し、社会の十分な信頼の下で適正な基準に基づく管理を行うためには、公的審査機関の設置が必要であるとされた。

### 5 . その他

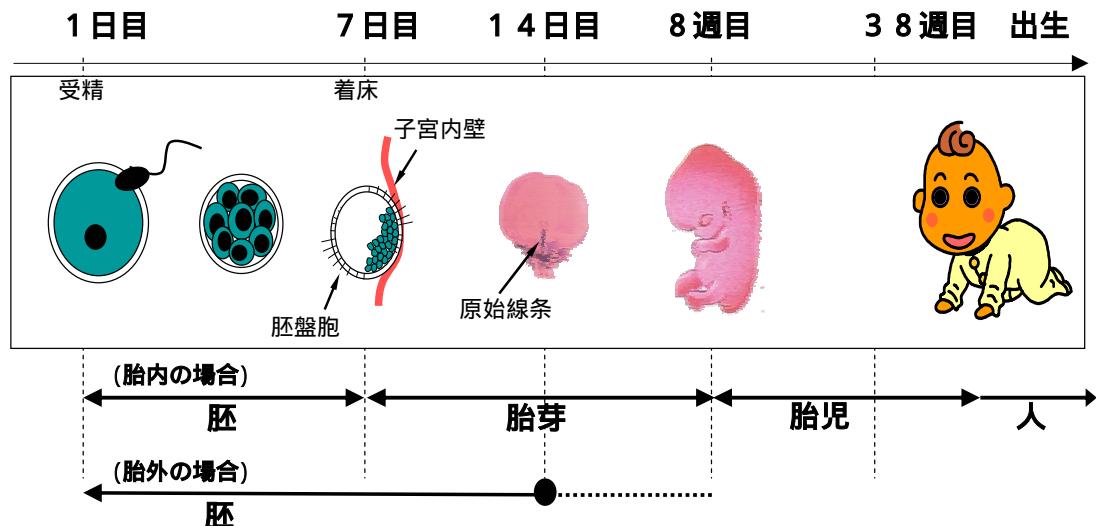
#### ( 1 ) 国民からの意見募集の意義

我々の社会がいかなる倫理的基準を共有し得るかという問題でもあることから、委員の見解が相違する論点については、国民の広範な意見を求めた上で、意見集約を図ることが適切。

#### ( 2 ) 生命倫理に関する検討組織

生命科学の発展が今後、広範な市民生活に影響を及ぼすことが考えられることから、生命倫理に関して独立した検討組織を設けることも議論の余地。

## 受精から出生に至る過程と「胚」の定義



クローン技術規制法の定義における「胚」の定義

### 主要国におけるヒト胚の取扱いの状況

国名	ヒト受精胚の作成・利用	人クローン胚の作成・利用
アメリカ	法令による規制なし。 ヒト胚の作成・利用を伴う研究に対しては、原則、政府の助成なし。 NIHの定めた倫理基準を満たす既存のヒトES細胞を用いる研究のみ助成。	法令による規制なし。
イギリス	ヒト胚保護法(1990年制定)により目的を限定した許可制の下で容認。 作成・利用が認められる目的 ・生殖医療の進展、先天性疾患の克服等のための研究 ・胚の発生に関する研究、難病に関する研究 人クローン胚については、2001年の同法改正により容認。	
フランス	生命倫理法(1994年制定)により、研究目的での作成・利用を禁止。 胚を傷付けない観察等の研究は可能。 現在、余剰胚の研究利用と余剰胚からのES細胞樹立を解禁する同法改正案が政府から提出されており、国会において審議中。	目的での作成・利用を禁止。
ドイツ	ヒト胚保護法(1990年制定)により、研究目的での作成・利用を禁止。 生殖目的以外の作成・利用を禁止。	同法により、目的を問わず作成を禁止。

### (参考3)

#### 我が国におけるヒト胚の作成・利用に関する規制の現況

ヒト受精胚	・余剰胚からのヒトES細胞の作成	国の指針による規制の下で容認
	・ヒト胚の遺伝子治療	国の指針が禁止
	・生殖補助医療における体外受精・胚移植におけるヒト胚の取扱い ・生殖医学に関する研究を目的としてヒト受精胚の作成・利用 ・ヒト受精胚の着床前遺伝子診断	日本産科婦人科学会が自主規制として、実施要件、実施方法等を規制
	・第三者提供の精子・卵子による生殖補助医療	規制の法制化の検討（厚生労働省）
人クローン胚	・母胎内への移植	クローニング技術規制法が禁止
	・作成及び利用	同法に基づく特定胚指針が禁止

### (参考4)

#### 主な議論の概況

